

金・プラチナ取引規定

(目的)

第1条 この規定は、お客様と楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間における貴金属地金の売買取引及びその委託（以下、「金・プラチナ取引」といいます。）に係るお客様と当社の権利義務を明確にすることを目的とします。

2 この規定に定めのない事項については、「総合証券取引約款」その他の規定又は約款により取り扱うものとします。

(自己責任)

第2条 お客様は、金・プラチナ取引がリスクを伴う取引であることを理解し、自らの責任と判断において取引するものとします。

(取扱商品)

第3条 当社が取扱う貴金属地金は、金、プラチナ及び銀とします。

2 前項に掲げる貴金属地金の品質は、次のとおりとします。

- (1) 金 純度99.50%以上の金地金（ロンドン貴金属市場協会（LBMA）の受渡供用品として規定された品質を確保したもの）
- (2) プラチナ 純度99.95%以上のプラチナ地金（ロンドンプラチナ&パラジウム市場（LPPM）の受渡供用品として規定された品質を確保したもの）
- (3) 銀 純度99.90%以上の銀地金（ロンドン貴金属市場協会（LBMA）の受渡供用品として規定された品質を確保したもの）

(金・プラチナ取引に係る費用)

第4条 お客様は、当社より金・プラチナ取引に係るサービスの提供を受けるに際し、当社所定の年会費を支払うものとします。

2 当社が提示する小売価格と買取価格には差があり、当該価格差はお客様の費用となります。

3 お客様は、当社との間で行う金・プラチナ取引に関し、当社所定の手数料を支払うものとします。

4 お客様は、金・プラチナ取引において購入した貴金属地金を当社が保管することに關し、当社所定の保管料を支払うものとします。

5 お客様は、購入した貴金属地金を引き出す場合、当社所定の引出料、配送料、保険料その他当社が必要と認める費用を支払うものとします。

6 前各項（第2項を除きます。）に定める費用には、消費税その他の公租公課を含むも

のとします。

(金・プラチナ取引の開始)

第5条 お客様は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に、金・プラチナ取引の開始の申込みを行うことができるものとします。

- (1) 総合証券取引口座又は法人口座を開設済みであること
- (2) 本規定及び金・プラチナ取引に係る取引ルールその他の規定を読み、これに同意していること
- (3) 金・プラチナ取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解していること
- (4) 自己の判断と責任において、自己のために自己の資金で取引を行うものであること
- (5) 当社が電話及び電子メールにて速やかに連絡を取れるものであること
- (6) 電子的方法による書面の授受に同意していること
- (7) 総合証券取引口座又は法人口座その他の口座等において不足金等がないこと
- (8) 前各号のほか当社が定める要件を満たしていること

2 お客様は、当社所定の方法により前項の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に、金・プラチナ取引を行うことができるものとします。

(附帯サービス)

第6条 当社は、お客様に次のサービスを提供するものとします。

- (1) 貴金属地金の現物の保管
- (2) 貴金属地金の価格に係る情報提供

2 当社は前項第2号のサービスについて手数料を設定することができるものとし、この場合、お客様は当社に所定の手数料を支払うものとします。

(営業日及び営業時間等)

第7条 お客様が金・プラチナ取引（貴金属地金ごとの取引を含みます。以下、本条において同じ。）を行うことができる営業日及び営業時間等は、当社が定めます。

2 前項にかかわらず、当社は、臨時に金・プラチナ取引を行い、又は停止することができるものとします。

3 前項の場合、当社は、速やかに、当社が適当と判断する方法でお客様にその旨を通知するものとします。

(価格提示)

第8条 当社は、毎営業日の当社所定時刻に、貴金属地金ごとに小売価格及び買取価格を提示するものとし、お客様が購入する際には小売価格を、売却する場合には買取価

格をそれぞれ適用するものとします。

(取引の種類)

第9条 お客様は、次のいずれかの方法により貴金属地金を購入することができるものとします。

(1) 定額積立取引

お客様が当月の定額積立取引における購入代金（手数料及び消費税を含みます。以下同じ。）として前月の所定の日時まで当社に申し込み、当社にあらかじめ支払った金額に応じ、第15条に基づく積立停止又は第18条第1項に基づく本契約の解除がなされるまで、当月の毎営業日に一定金額ずつ、各営業日の所定の時刻に当社が提示する小売価格により購入申込みを行うことを当社に委託して行う取引

(2) 定量積立取引

お客様が当月の定量積立取引における購入重量として前月の所定の日時まで当社に申し込んだ重量に応じ、第15条に基づく積立停止又は第18条第1項に基づく本契約の解除がなされるまで、当月の毎営業日に一定重量ずつ、各営業日の所定の時刻に当社が提示する小売価格により購入申込みを行うことを当社に委託して行う取引

(3) スポット取引（金額指定）

お客様が、その都度購入代金を指定して、当社が提示する小売価格により購入することを申し込む取引

(4) スポット取引（重量指定）

お客様が、その都度購入重量を指定して、当社が提示する小売価格により購入することを申し込む取引

2 お客様は、次のいずれかの方法により貴金属地金を売却することができるものとします。

(1) スポット取引（金額指定）

お客様が、その都度売却金額（手数料及び消費税を含みます。）を指定して、当社が提示する買取価格により売却することを申し込む取引

(2) スポット取引（重量指定）

お客様が、その都度売却重量を指定して、当社が提示する買取価格により売却することを申し込む取引

3 お客様は、当社が定める申込単位により前2項の取引を行うものとします。

4 お客様は、当社に預け入れている現金残高（MR Fを含みます。以下同じ。）及び貴金属地金残高（いずれも充当可能なものに限ります。）の範囲内で、第1項及び第2項の取引を行うことができるものとします。

- 5 第1項第1号の定額積立取引又は同項第2号の定量積立取引による購入のそれぞれ月単位の増額若しくは減額又は増量若しくは減量の取扱いについては、当社が別途定めるものとします。
- 6 当社は、お客様ごとに1回又は1日当たりの取引量の上限を別途定めることができるものとします。
- 7 第1項及び第2項の取引における金額又は重量の端数は、当社所定の方法により取扱うものとします。

(受渡し)

- 第10条 お客様が貴金属地金の購入を行った場合、当社は、当該購入に係る約定日の2営業日後に、購入代金についてはお客様の預り現金残高から差し引き、お客様が購入した貴金属地金についてはお客様の貴金属地金の預り残高を増加させるものとします。
- 2 前項にかかわらず、前条第1項第1号に規定する定額積立取引において、当社は、当月の定額積立取引における購入代金については前月の所定の期日にお客様があらかじめ設定した金額を預り現金残高から差し引き、当月の毎営業日に購入する貴金属地金については各購入日の2営業日後にお客様の貴金属地金の預り残高を増加させるものとします。
 - 3 お客様が貴金属地金の売却を行った場合、当社は、当該売却に係る約定日の2営業日後に、お客様が売却した貴金属地金についてはお客様の貴金属地金の預り残高を差し引き、売却代金についてはお客様の預り現金残高を増加させるものとします。

(消費寄託)

- 第11条 お客様は、当社で購入した貴金属地金について当社の保管サービスを利用するものとし、当社はお客様より預った貴金属地金をロンドンにおいて保管します。
- 2 当社は、前項によりお客様より預った貴金属地金について、外部業者に保管の委託を行うことができるものとします。
 - 3 第1項の保管は民法第666条に定める消費寄託の方法によるものとし、お客様は、当社の保管サービスを利用した貴金属地金について、同種、同量の返還請求権を取得するものとします。
 - 4 当社は、消費寄託によりお客様より預った貴金属地金について、当社が適切と判断する方法により運用できるものとします。
 - 5 消費寄託による運用収益の取扱いは当社が定めるものとします。

(引出し及び入庫)

- 第12条 前条により当社の保管サービスを利用した貴金属地金をお客様が引き出そうとするときは、当社が引出しの方法を指定することができるものとします。

- 2 お客様は、当社に対して貴金属地金の入庫を行うことができないものとします。但し、前項に係る貴金属地金であって当社が指定する入庫費用の支払いにお客様が同意したものを除きます。

(無利息)

第13条 当社は、金・プラチナ取引のためにお客様より預った現金について利息を付さないものとします。

(クーリングオフの非適用)

第14条 お客様がインターネットにより又は当社が勧誘を行うことなく行った貴金属地金の売買について、お客様は成立した取引に係る売買契約の解除を請求することができないものとします。

(積立停止等)

第15条 お客様は、当社に申し出ることにより、月単位で、第9条第1項第1号に定める定額積立取引及び同項第2号に定める定量積立取引を停止することができるものとします。

- 2 前項の場合、お客様は定額積立取引又は定量積立取引を停止しようとする月の前月の所定の日時まで申し出るものとします。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には当社は積立を停止するものとします。

- (1) 定額積立取引において、お客様が当社に預け入れている現金残高が、当社が定める所定の回数連続してお客様が申し込んだ購入代金に満たない場合

- (2) 定量積立取引において、お客様が当社に預け入れている現金残高が、当社が定める所定の回数連続してお客様が申し込んだ購入重量に応じた当日の購入重量に係る購入代金に満たない場合

- 4 前項各号に定める回数には、取引の継続に問題があると当社が認めて第1号又は第2号の購入代金の引出しを当社が行わなかった場合を含むものとします。

(譲渡禁止)

第16条 お客様は、当社の書面による承諾なく金・プラチナ取引に係る貴金属地金の返還請求権その他本規定に基づきいかなる権利義務も第三者に譲渡し、又は第三者のための担保に供することができないものとします。

- 2 当社は、お客様が前項の規定に反したことによる紛議等については、責任を負わないものとします。

(免責事項)

第 17 条 当社は、総合証券取引約款第 5 1 条に掲げる事由（金・プラチナ取引に関して合理的な読み替えを行うものとします。）のほか、次に掲げる事由その他の事由により、当社の故意又は重過失によらず、お客様又は第三者に発生した損害（現実に発生した通常かつ直接の損害を除きます。）については、その責を負わないものとします。

(1) お客様の届出事項について生じた疑義について当社がお客様に確認を求めた場合に、お客様がこれに応じないことにより、当社がお客様の取引注文を受け付けず若しくは執行せず又は預り現金若しくは当社が保管する貴金属地金を返還しなかったこと

2 前項の規定は、同項の事由が当社の業務提携先事業者に発生した場合を含むものとします。

(契約解除)

第 18 条 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、本契約を解除できるものとします。

(1) お客様が本規定若しくは金・プラチナ取引に係る取引ルール、その他当社の約款、規定若しくは取引ルール又は法令のいずれかに違反し、当社が金・プラチナ取引に係る契約の解除を通告したとき

(2) お客様が第 5 条の取引開始の要件を満たさなくなったとき

(3) 本規定の改定にお客様が同意しないとき

(4) お客様が総合証券取引口座又は法人口座の解約を申し出たとき

(5) その他やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき

2 前項の場合においてお客様が当社に貴金属地金を保管しているときは、当社は、お客様に対して速やかに当該保管に係る貴金属地金を売却することを請求できるものとします。

(取引制限等)

第 19 条 当社は、お客様が前条第 1 項に該当すると判断した場合その他取引の継続が不相当と判断した場合には、お客様の金・プラチナ取引を制限し又は停止することができるものとします。

(供託)

第 20 条 当社は、第 1 2 条第 1 項に基づきお客様より預った貴金属地金をお客様に送付したにもかかわらず、お客様の引取りがなく相当期間を経過した場合は、お客様に通知することなく当該貴金属地金を東京法務局に供託することができるものとします。この場合、当社のお客様に対する一切の責任は終了し、送付に要した費用はお客様が負担するものとします。

- 2 前項の場合において、実務上又は費用上の理由により前項の供託が困難と当社が判断した場合、当社は、前項の貴金属地金の供託に代えて、供託の目的となる貴金属地金を当社所定の方法により買い取り、売却代金を供託することができるものとします。

(改定)

第 21 条 当社は、法令の変更、官公庁の指示その他の必要が生じたときに、本規定を改定できるものとします。

- 2 前項の場合、改定の内容がお客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、当社はその内容をウェブサイトに掲載するなど当社が適当と認める方法によりお客様に開示するものとします。

- 3 前項の場合において、本規定の改定に異議がある場合には、お客様は当社所定の期日までに異議を申し立てるものとします。

(合意管轄)

第 22 条 お客様と当社との間の本規定に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2012年9月)